

広島県告示第百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十九年三月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十九年三月九日

広島県知事 湯崎英彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道飯田吉行線	東広島市西条町吉行一四二〇番一地先から 東広島市西条町吉行一五八二番一地先まで	平成二九年三月九日